

## 告示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須永寛子

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市河原代字上分九六番一地先か ら同市河原代字前田三一七番一地先 まで		区 間
一四・二九〇 一六・四四	一〇・七四〇 一五・二〇	敷地の幅員 (メートル)
三九六・三七		延長 (メートル)
		備 考